

大阪府立出来島支援学校 学校いじめ防止基本方針

大阪府立出来島支援学校
令和 6 年 4 月 1 日

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「であい（自分と出会い、友だちと出会い、たくさんのものと出会う）・きずな（人や地域とつながり、絆を深める）・じりつ（自分らしさを大切にしながら‘じりつ’をめざす）・まなび（夢に向かって学び続ける力をつける）」をめざす学校像としており、人権尊重の基本方針のもとに、教育に取り組む。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、すべての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、教職員・児童生徒・保護者という本校に関わる者全てが、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が「心身の苦痛を感じている」ものをいう。

ただし、本校には不安や困りごとを表出することに課題がある児童生徒や、いじめている・いじめられていることを認識することが難しい児童生徒も在籍しているため、児童生徒の実態に十分に配慮しながら、注意して対応する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、より実効のないいじめの問題の解決を図るために臨床心理士等の外部人材の活用も検討する。

(1) 名称

「いじめ対応委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、担当首席、生活指導部長（生活指導主事）、各学部主事、各学年主任、養護教諭

必要に応じて学級担任、指導教諭、支援・研究部長、コーディネーター、臨床心理士または学校医等の外部人材

(3) 役割

ア 未然防止

○いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

○いじめの早期発見のため、アンケート調査、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

○いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

4 年間計画

出来島支援学校 いじめ防止年間計画		
月	学校全体	各学部
4	・ いじめ対応委員会（1回目） 年間計画の確認	・ 春季懇談会 家庭や地域での様子の共有 ・ 児童生徒への周知「学校生活のきまり」等
5	・ 教職員人権研修	
7	・ いじめ対応委員会（2回目） ・ アンケート実施 「安心して安全な学校を過ごすために」	・ 生徒指導対応の共有 ・ アンケート配付、回収 ・ 夏季懇談会
8	・ 教職員人権研修	
9	・ アンケート実施 「いじめに関するアンケート」	・ アンケート配付、回収
12	・ いじめ対応委員会（3回目） ・ アンケート実施 「安心して安全な学校を過ごすために」	・ アンケート配付、回収
2	・ いじめ対応委員会（4回目） 振り返り、反省 次年度計画の策定	・ 冬季懇談会 家庭や地域での様子の共有

※ 教育活動全体を通して、児童生徒の人権意識の向上に努める。

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

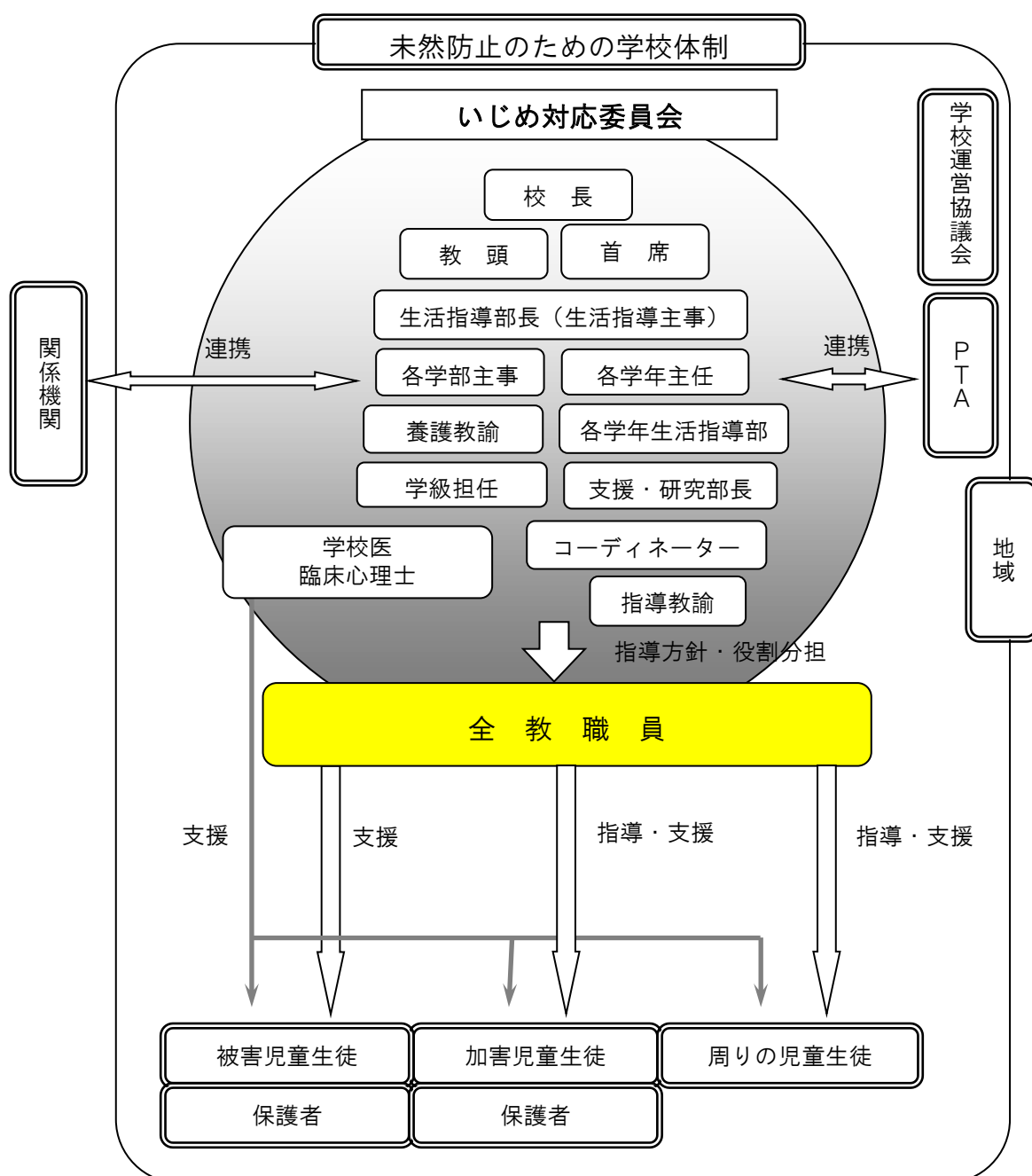
いじめ防止等の取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会を年4回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

日頃からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して人権研修等の校内研修を通じて、人権意識を高めるとともに、小さな変化にも気づくことのできる感性を養う。また、いじめにつながる要素を初歩的な段階で発見し、適切に指導する体制を全教職員で構築して、安心・安全な学校づくりを進める。

児童生徒に対しては、学級活動や各集会等において、校長や教職員が、仲間を思いやり尊重する指導を行うとともに、「いじめは絶対に許されない行為である」ということを日常的に伝え、人権意識の定着をめざす。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、全学年において日々の教育活動全般や「日常生活の指導」または「自立活動」等の授業において、自他における距離感の取り方や自分の気持ちの伝え方、感情のコントロール等を、児童生徒の個々の特性に合わせて指導を行い、学校生活全般の中でそれらの能力を身につけることができるようにする。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意点

いじめが生まれる背景には、児童生徒同士の間関係上のストレスや学習活動に対するストレス等が関係している可能性があることに留意する。人間関係やクラス的环境等を注視し、児童生徒の小さな変化を見逃さないように複数の目で日頃からチェックをする体制を構築する。

わかりやすい授業づくりを進めるために、同じ授業を担当している教職員が日頃から意見交換を行い、お互いに授業力の向上に努める。また、学年や学級の児童生徒の状況や課題を、個別の教育支援計画等を活用しながら検討し、児童生徒の障がいの特性を十分に配慮しながら把握して、児童生徒一人ひとりが活躍できる集団作りを進める。さらに、ストレスに適切に対処できる力を育むために、児童生徒が教職員に気軽に相談できるよう信頼関係の構築に努めるとともに、自分の気持ちを周囲に伝える力を身につけることができるように支援・指導を行う。状況に応じて、各家庭や学校医と連携し、児童生徒のサポートを行うことのできる体制を構築し、安心で安全な学校づくりに努める。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

いじめにつながりやすい感情を生起させないために、全ての児童生徒が、「認められている」「満たされている」という思いを抱くことができるように、係活動や役割分担等、教育活動全体を通じて、児童生徒一人ひとりが「自分は他者の役に立っている」と感じることで、褒められる経験を増やし、児童生徒の自己有用感や自己肯定感が高められるよう努める。また、校外学習や交流行事においても、自己有用感や自己肯定感の獲得を念頭に、社会性の育成やコミュニケーション力の向上を図るよう計画実施する。

(5) 児童生徒が自ら学ぶ場面づくり

児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、一人ひとりの児童生徒の発達に応じて、ソーシャルスキルトレーニングや児童生徒会活動や学年活動で「友だち」について考える機会を設ける等、学校生活全体で学ぶ場面を設定する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝え、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

そこで、日ごろから児童生徒の状況をよく観察し、登校時から下校時までの児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないことが必要である。また、保護者からの連絡帳の情報にも注視し、状況によっては電話で確認する等、情報収集に努めなければならない。

また、サインを感知した教職員は、自分だけの判断で解釈して取り込まず、積極的に教職員間で児童生徒の情報交換を行う中で情報を共有し、組織として対応する必要がある。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートや教育相談等の実施を通して、教職員が「いじめにいたるまでの段階」で気づくことができる体制を作らなければならない。また、最も重要なことは「児童生徒が安心して教職員に相談できる信頼関係」を日常的に構築し続けることである。

定期的な教育相談としては、上記でも述べたが、児童生徒が安心して話ができるような信頼関係が重要な基盤となる。さらに、児童生徒からいじめの訴えを受けた際は、真摯に対応をしなければならない。児童生徒の小さな変化も見逃さないように、日常的に注意と配慮をしながらかわり、学級担任・学年団や学部等の教職員間での情報や意見の交換を普段から密に行って、「いじめにいたるまでの段階」の発見に努めなければならない。

- (2) 保護者と連携して児童生徒を見守るため、連絡帳を有効に活用する。学校での様子と家庭での様子を互いに伝え合い、情報交換を通じて保護者と信頼関係を築くことが重要である。
- (3) 児童生徒、その保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、「いじめ対応委員会」が中心となり、外部機関を含め、全校でバッ

クアップを行う。また、学校ホームページ等で、相談体制を広く周知するとともに、「いじめ対応委員会」により、相談体制が適切に機能しているか等、定期的に体制を点検する。

- (4) 意図しない「いじめ」行為、自覚のない「いじめ」行為、好意から行ったが結果的に「いじめ」となってしまう行為等は日常的に潜在していることが多いので、事象を見逃さず、その場の教職員の判断だけでなく、学級・学年・学部で情報を共有し、対処する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。

いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童生徒や保護者への対応については、(別途)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にし、児童生徒の実態を照らし合わせて適切に対応するとともに、外部機関との連携を検討する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるよう指導するとともに、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は事象を発見した場合に一人で抱え込まず、速やかに学年主任や学部主事、生活指導部、管理職等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対応委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接面会して、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) 意図しない「いじめ」行為、自覚のない「いじめ」行為、好意から行ったが結果的に「いじめ」となってしまう行為等については、児童生徒の発達段階や人間関係、クラスやグループ等の学習環境、生活背景、ストレス、行動要因等を丁寧に分析し、担任や学年で情報を共有し、前述のような「いじめ」行為が再発しない指導体制を適宜、迅速に構築する。

3 いじめられた児童生徒またはその保護者への支援

いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（友人や教職員、家族、地域の方等）と連携し、「いじめ対応委員会」が中心となって対応する。状況に応じて、臨床心理士等の外部人材の協力を得て、対応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童生徒からの聴取にあたっては、個別に行う等の配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童生徒への指導に当たっては、家庭訪問や個別指導等を通して、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて臨床心理士等の外部人材の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、臨床心理士等の外部人材との連携も検討する。

運動会や学校祭、宿泊学習や校外学習等は、児童生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、「いじめ対応委員会」において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童生徒の意向を尊重するとともに、当該児童生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

- (3) 情報モラル教育を進めるため、授業等において「情報の受け手」として必要

な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

8 いじめを防止する学校づくり

知的障がいのある児童生徒が通う支援学校という本校の特性から、一人ひとりの日々の変化や成長をとらえることは非常に重要である。「であい(自分と出会い、友だちと出会い、たくさんのもつと出会う)・きずな(人や地域とつながり、絆を深める)・じりつ(自分らしさを大切にしながら‘じりつ’をめざす)・まなび(夢に向かって学び続ける力をつける)」という本校の教育目標を達成することは、一人ひとりの児童生徒を「かけがえのない大切な存在」として尊重することなくしてはありえない。そのために、「いじめは決して許さない」「いじめは人権問題である」という認識を学校全体で共有し、いじめを防止する学校づくりを進めていく。

第5章 その他

この方針は、令和6年4月1日より施行する。